

平成23年度東北農政局男女共同参画推進本部活動計画

平成23年8月9日 本部決定

1 農業・農村における女性の社会参画の推進及び経営参画の推進に関すること

(1) 地域における方針決定の場への女性の参画の推進

J A運営や農業委員会への女性の参画を促進するため、関係機関と連携しながら、各組織トップ層に対して、J A役員及び農業委員への女性の登用に向けての働きかけを実施する。

(具体的行動)

- ・ J A及び市町村トップ層との意見交換会や要請活動を実施

(2) 農業経営への女性の参画の推進

女性農業者を担い手として積極的に位置づけ、農業経営への参画を促進するため、家族経営協定の締結を推進するとともに、認定農業者制度における夫婦共同申請等の推進を図る。

(具体的行動)

- ・ 女性農業者や行政等関係機関が参集する場を活用し、関連制度を周知
- ・ 女性の経営参画の促進を図るためのアンケート調査を実施

(3) 女性起業活動の推進

女性農業者の起業活動を推進するため、女性起業活動実践者や起業活動をめざす女性農業者及び行政等関係機関に対して、6次産業化に取り組んでいる事例など経営の継続・発展に役立つ情報を提供するとともに、自発的なネットワークづくりに資する取組を実施する。

(具体的行動)

- ・ 岩手県において第9回東北地域いきいき女性起業家研究交換会を開催

(4) 助成事業等担当者の意識啓発

男女共同参画推進指針の趣旨を踏まえた取組を推進するため、農政局及び各県の助成事業等担当者の意識啓発を図る。

(具体的行動)

- ・ 各種担当者会議を活用し、農政局及び各県助成事業等担当者に対し男女共同参画に関する情報を提供

(5) 農政局に設置されている委員会等への女性の参画推進

農政局に設置されている委員会等における女性の参画を促進するため、地域で活躍している学識経験者や女性農業者等の把握に努め、3割以上の女性委員の任命を目指して取り組む。

(具体的行動)

- ・ 農政局内委員会等への女性の参画状況調査を実施し、女性登用を働きかけ

(6) 農業・農村における男女共同参画関連データや取組事例の収集・情報提供

女性農業者の活動及び市町村等の男女共同参画にかかる取組を促進するため、関連データや優良な取組事例を収集し、情報提供する。

(具体的行動)

- ・男女共同参画関連データや表彰事例を収集し、情報提供
- ・農林漁業現地情報等により女性農業者等の活動事例を収集し、情報提供
- ・定期的な情報発信の検討

2 男女共同参画社会の形成に係る農政局職員の意識水準の向上に関すること

(1) 農政局職員に対する意識啓発

各種研修を活用し、男女共同参画の推進に向けた職員の意識啓発を図る。

(具体的行動)

- ・各種研修等においてワーク・ライフ・バランスに関する講義の時間を設定
- ・人事院が開催するメンター研修に農政局職員を積極的に派遣

(2) メンター制度の活用

農林水産省女性職員メンター制度を活用し、女性職員のキャリア形成を図る。

(具体的行動)

- ・農林水産省女性職員メンター制度の東北掲示板を通じた周知
- ・メンティー対象者への通知及び希望者の募集

(3) 「いきいきパートナーシップの日」の実施

毎月22日(「夫婦」の語呂合わせ)を、男女共同参画推進のための普及啓発の日と位置付け、職員の家事・子育てを支援するための帰宅促進日(定時退庁日)とする。

(具体的行動)

- ・館内放送等による呼びかけ
- ・啓発ポスターを掲示

3 その他

(1) 農業関係者及び市町村への情報提供

東北農政局男女共同参画推進本部のホームページの充実を図り、男女共同参画推進に係る施策や先進的な取組事例等の情報提供を行う。

(2) 農政局職員への情報提供

局議等の会議での資料配付や職員へのメール送信により、個々の取組の事前周知や意見収集、参加の呼びかけ、結果の報告を積極的に行うことにより、職員への浸透を図る。

(3) 関係機関との連携

活動の実施に当たっては、本省、各県及び関係団体等との連携を図る。

(4) 女性職員の参加促進

企画・立案段階から女性職員が参画し、その意見を活動に反映できるよう、半期毎の開催を目途に、企画会議を開催する。また、女性職員に対して、本部活動の一環として実施する研修等への参加を促す。